

附則別表第二の二等級の項中

「1,220
1,270
1,310
1,350
1,390」を「
1,430
1,460
1,480
1,510
1,540」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。
(給料の切替え及び切替えに伴う措置)

2 昭和四十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてこの規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により技能労務職給料表の二等級の二十一号給から三十一号給までの号給を受ける職員の切替日における号給及び切替日以後における最初の昇給期間は、その者の切替日の前日における号給に対応する附則別表第一に定める号給及び昇給期間(切替日の前日において附則別表第二の上欄に掲げる号給を受けているものにあつては、附則別表第一に定める昇給期間からそれぞれ附則別表第二の下欄に掲げる調整月数を減じた期間)とする。

3 前項の規定により切替日における号給を決定される職員の切替日以後における最初の昇給については、切替日の前日における号給を受けていた期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

布する。

昭和四十年九月二十九日

鳥取県人事委員会規則第二十四号

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公

附則別表第一 切 替 表

切替日の前日における号給	号 給		昇給期間
	号給	号給	
21	21	21	月 24
22	21	21	12
23	22	22	12
24	23	23	12
25	24	24	12
26	25	25	12
27	26	26	12
28	27	27	12
29	28	28	12
30	29	29	12
31	30	30	12

人 事 委 員 会 規 则

附則別表第二 調 整 月 数 表	号 給	調 整 月 数	
		二十一号給	二十二号給
二十三号給	三	九	六
		月	月
		月	月

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の企業局の項中

課長補佐	庶務係長
庶務係長	経理係長

課長補佐	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年八月十五日から適用する。
給与等に関する臨時調査会に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十年九月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十五号

給与等に関する臨時調査会に関する規則を廃止する規則

給与等に関する臨時調査会に関する規則（昭和二十七年十一月鳥取県人事委員会規則第八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。